

世田谷区公告第14号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年2月20日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 上用賀五丁目 66番3の一部	東京都中央区 日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村 徹 東京都新宿区 新宿一丁目8番5号 室町不動産クリエイト株式会社 代表取締役 小島 正嗣